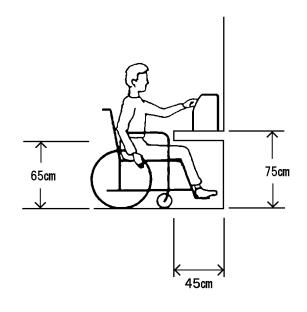
10 公衆電話台

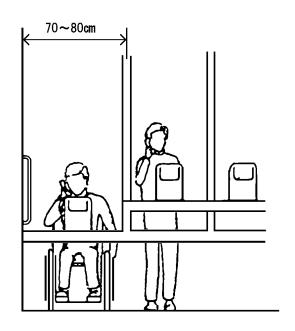
項目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備	考
高さ 下部空間	公衆電話台を設ける場合にあっては、その1以上は、車いす使 用者の利用に配慮した高さであって、その下部に車いす使用者の 利用に支障がない空間が設けられているものであること。		

(設計上の参考)

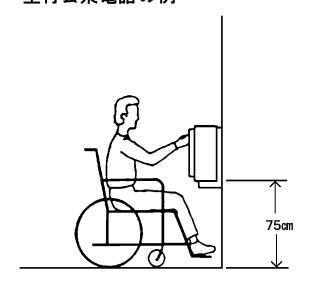
- ・台の高さは、75cm程度とする。
- ・台の下部の空間は、高さ65cm程度、奥行き45cm程度とする。
- ・台の前には、1m四方の程度のスペースを設ける。
- ・電話のダイヤルまたはプッシュボタンの中心は、90~100cm程度の高さとする。
- ・視覚障がい者用ダイヤルや聴覚障がい者用音量増幅装置付きのものとする。また、聴覚・音声言語 障がい者のためにファクシミリを設置する。
- ・電話ボックスの扉は、弱い力で開くものとし、幅は80cm以上とする。
- ・ボックスの広さは、車いすが回転できる程度(径150cm程度)とする。
- ・ボックスの前には、段差を設けない。

おき型公衆電話の例





壁付公衆電話の例



ボックスタイプの例

